

# 病院にかかわるお金のこと

～ みなさんからの質問にて ～

# 医事課のお仕事

- 病院にかかわる請求作業や書類の受付・受け渡し・処理。
- 入退院の援助（支払いに関する手続き）
- 病院の施設基準に関する届け出
- 電話対応

# 医療費って

- ・患者さんが払うお金は様々な構成からなっている！！

入院費 = 医療費 + リハビリ + 食事代 + 自費

自費・・・オムツ、TV代

回復期で算定できるもの

リハビリ+入院基本料のみ！！・・・ということは他の処置や投薬、注射、検査、画像などは全部入院費に含まれる  
(まるめと言います)

# 医療費って

ですが厳密にはいろいろな処置には医療点数がつけられます。

例)

- 喀痰吸引・・・48点/日
- 創傷処置・・・45点~275点（創傷の範囲等によって変化）
- 経管栄養カテーテル交換法・・・200点（画像診断を伴う）
- 鼻腔栄養・・・60点/日

# 医療費って

もちろん投薬、注射、検査、画像も入院基本料に含まれます。

例)

- 処方・・・たくさん使っていれば使った分だけ病院にとってマイナス  
(処方の適正化)
- 注射・・・・骨粗鬆症の注射は高い(テリボン13342点 etc)
- 検査・・・・血液検査、免疫検査 etc  
(できれば急性期病院でしてきてもらえると・・・・)
- 画像・・・・たくさんCT,MRIをとっても算定はできない・・・  
(必要な時期に最低限のもので済ませたいものです)

# 入院基本料とは・・・

- 1日あたりの入院料金です。この料金は、医師の診察料や看護師の看護料を含めたサービス全体に対するお金です。そして入院基本料の料金設定の物差しとなるのが看護配置と平均在院日数です。

例えば・・・看護配置が10:1  
看護配置7:1以上 等

回復期については別紙参照

# その他にも気を付けて・・・

## 入院中の他医療機関受診時減算規定の緩和

- 入院中の患者が他医療機関を受診した際の入院料減算について、特に診療料の少ない医療機関等に配慮した控除率に緩和するとともに、減算規定を簡素化する。

【現行】

【改定後】

出来高病棟

入院基本料から30%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合  
(精神病床、結核病床、有床診療所に限る。)

入院基本料から15%減額

入院基本料から **10%** 減額

### 1. 包括範囲に含まれる診療行為が他医療機関で行われた場合

入院料から70%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合  
(精神病床に限る。)

入院料から55%減額

入院料から **40%** 減額

精神療養病棟入院料、認知症治療病棟入院料、地域移行機能強化病棟入院料、有床診療所療養病床入院基本料を算定している場合

入院料から **20%** 減額

### 2. 包括範囲外の診療行為のみが他医療機関で行われた場合

入院料から30%減額

透析又は共同利用が進められている検査(PET等)の場合  
(精神病床、結核病床、有床診療所に限る。)

入院料から15%減額

入院料から **10%** 減額

特定入院料等算定病棟

# 患者さんの自己負担とは??

被保険者(本人)が業務外の事由で病気やケガをした場合、健康保険を取り扱う医療機関へ「保険証」を提示すれば、外来・入院にかかわらず医療費の3割の自己負担で治療が受けられます。残りの医療費の7割は健保組合が負担します。これを「療養の給付」とといいます。



# 限度額とは・・・??

- 医療機関等のお支払いが高額な負担となった場合は、あとから申請いただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担になります。
- 「限度額適用認定証」を取得することで所得に応じ、自己負担する金額の医療費限度額が法律で定められます。

# 医療費って

- 病院に入ってくるお金

入院費 + リハビリ + 食事 + その他加算

= **利益** (もちろん人件費や設備投資は差っ引いて)

リハビリの事・・・！

皆さんが行っているリハビリ  
にも点数はついていきます！！

## リハビリの種類

- 00 心大血管疾患リハビリテーション料
- 01 脳血管疾患等リハビリテーション料
- 02 運動器リハビリテーション料
- 03 呼吸器リハビリテーション料
- 04 摂食機能療法（1日につき）・経口摂取回復促進加算
- 05 視能訓練（1日につき）
- 06 難病患者リハビリテーション料（1日につき）
- 07 障害児（者）リハビリテーション料（1単位）
- 07-2 がん患者リハビリテーション料（1単位）
- 07-3 認知症患者リハビリテーション料（新設）
- 08 集団コミュニケーション療法料（1単位）

※基本的には医師の処方・指示に基づき行うこととなっており、どの算定を取るのかによって、点数や日数は異なってくる。

# 新しく新設された

- (新) 廃用症候群リハビリテーション料

- 1 廃用症候群リハビリテーション (Ⅰ)  
(1 単位) 180点
- 2 廃用症候群リハビリテーション料 (Ⅱ)  
(1 単位) 146点
- 3 廃用症候群リハビリテーション料 (Ⅲ)  
(1 単位) 77点

廃用症候群の診断又は急性増悪から120日以内に関り  
所定の点数を算定する。

# 脳血管リハ

- 脳血管疾患等リハビリテーション料(I) (1単位) 245点
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(II) (1単位) 200点
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(III) (1単位) 100点

# 運動器リハ

- 運動器リハビリテーション料  
(Ⅰ) (1単位) 185点
- 運動器リハビリテーション料(Ⅱ) (1単位) 170点
- 運動器リハビリテーション料(Ⅲ) (1単位) 85点